

○川棚町観光施設運営あり方検討委員会設置条例

(令和3年7月1日条例第14号)

(設置)

第1条 川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例(平成17年条例第25号)第2条、川棚町大崎自然公園設置条例(平成17年条例第26号)第2条及び川棚町大崎温泉施設設置条例(平成16年条例第17号)第2条に規定する川棚町観光施設(以下「観光施設」という。)の今後の運営及び運用のあり方に関し、専門的知識及び経験を有する者から広く意見を聴き、観光施設の健全かつ効率的な運営に資することを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、川棚町観光施設運営あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、町長へ書面により答申するものとする。

- (1) 観光施設の運営及び運用のあり方に関すること
- (2) その他町長が諮問する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 観光分野に精通する者
- (2) 企業の経理に精通する者
- (3) 施設の管理等に精通する者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長がともに存在しないときは、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則非公開とする。

5 委員長は、緊急の必要性があり委員会を開催するいとまがない場合その他やむを得ない事由がある場合は、書面を委員に回付して、賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その掌握事項を遂行するにあたり必要があると認めるときは、

関係者に対して、資料の提出を求める、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年川棚町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会委員	日額 6,000	〃
--------------------------	----------	---

」

を

「

川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会委員	日額 6,000	〃
川棚町観光施設運営あり方検討委員会委員	日額 12,000	〃

」

に改める。